

令和 7 年度 第 3 回三重県公共事業評価審査委員会

1 日時 令和 7 年 10 月 17 日（金）10 時 30 分から 15 時 40 分まで

2 場所 JA 三重健保会館 3 階 大研修室

3 出席者

(1) 委員

岡島賢治委員長、小野寺一成副委員長、石田優子委員、長岡誠也委員、
濱口千穂委員、別府孝文委員、矢口芳枝委員

(2) 三重県

(県土整備部)	道路建設課	課長	ほか
(県土整備部)	都市政策課	課長	ほか
(桑名建設事務所)	事業推進室	室長	ほか
(四日市建設事務所)	事業推進室	室長	ほか
(津建設事務所)	事業推進室	室長	ほか
(松阪建設事務所)	事業推進室	室長	ほか
(志摩建設事務所)	事業推進室	室長	ほか
(企業庁)	水道事業課	課長	ほか
(農林水産部)	農山漁村づくり課	課長	ほか
(熊野農林事務所)	農村基盤室	室長	ほか

(事務局)	公共事業総合推進本部	事務局長	
	公共事業運営課	課長	ほか

4 議事内容

(1) 開会

(2) 道路事業に関する補足説明

① 道路建設課から説明

② 質疑応答

(副委員長)

中川原橋の完成時点では、一志出家線は計画線形になっている前提でB／Cを算出しているという理解でよろしいでしょうか？

(道路建設課)

マニュアルに基づき、両路線とも令和22年時点、つまり両方の路線が整備完了した前提で算出しています。

(3) 評価対象事業の審議について

【再評価】

5番 道路事業（一般県道亀山安濃線（高野尾バイパス））の審議

① 津建設事務所が説明

② 質疑応答

(委員)

移転対象となる人家3件について、同意をいただいているとのことですが、その後のスケジュールはどのように考えていますか？

(津建設事務所)

今年度1件の用地補償を実施し、来年度以降も1件ずつ補償を行うことを予定しております。地権者についても、そのスケジュールをご説明したうえで、同意をいただいています。

(委員)

実質の工事着手は、3件全ての移転が整ってからという認識でしょうか？

(津建設事務所)

現道取り付け部分が通学路となっているため、先行して着手、供用開始を予定しております。通行不能区間については、3件全ての移転が整ってから着手するスケジュールを想定しております。

(副委員長)

バイパスの線形が東に振れていることから、現道の線形や影響する人家の範囲などを考えると、もう少し東側に線形をふった方が望ましいと思いますが、なぜ西側に線形をふっているのですか？

(津建設事務所)

ルート選定に際しては、地権者を含む地元との合意形成がとれたルートを選定しています。

(委員)

南側の交差点部分について、信号は設置されますか？

(津建設事務所)

当該箇所については、現状も信号があります。

(委員)

移転対象となる３件の同意が得られているとのことですが、例えば３件目の家屋について、物価変動等も考慮されるのでしょうか？ それとも、現時点の価格で補償することについて同意書などを取り交わしているのでしょうか？

(津建設事務所)

用地補償についても価格高騰の影響があるため、価格は毎年更新されます。このため、当該地権者より同意を得た際、金銭的な相談はしていません。補償を行うタイミングで、金額を算定し、改めてご説明します。

(委員)

価格が上昇した場合、B／Cについても再算定されるのでしょうか？

(津建設事務所)

実際の用地補償費に基づいて再算定することとなります。

６番 道路事業（一般国道３６８号（仁柿峠バイパス））の審議

① 松阪建設事務所が説明

② 質疑応答

(委員)

当初から 3 倍近い事業期間となっていますが、現時点でこれ以上の事業期間延伸は無いと考えてよいのでしょうか？ また、事業期間の延伸などにより、今後 B/C が 1.0 を切るという可能性は無いのでしょうか？

(松阪建設事務所)

現時点では、トンネルの地質条件等の調査が未実施のため、不確定要素はありますが、現在の計画期間内での完了を目指して工程管理を行っていきます。また、今後も効率的な施工を心掛け、 B/C が 1.0 を切ることの無いよう適切に管理していきます。

(委員)

地質調査は、事業が進むごとに行うことが一般的なののでしょうか？

(松阪建設事務所)

事業期間中における、各種技術指針の変更なども考えられることから、事業が進むごとに調査、設計を実施することが一般的と認識しています。

(副委員長)

4 工区についてはスケジュールが変更となっていないようですが、この工区は予定通り完了できるという認識でよろしいのでしょうか？

(松阪建設事務所)

4 工区については、今回事業期間を延伸する原因となった、工事用道路の影響を受けずに工事を行えるため、予定通り完了できると想定しています。

(副委員長)

交通量について、とても広域から集まってくるように想定されていますが、マニュアル上、どの範囲から推計するなどの規定はありますか？

(松阪建設事務所)

マニュアル上の規定はなく、各事業の性質によってその都度検討されます。

(副委員長)

本路線については、この区間が開通すれば、大型車両が通れない区間などはないのでしょうか？

(松阪建設事務所)

本路線内では、津建設事務所管内で事業中の区間などもありますが、大型車が通れないのはこの区間だけです。

(委員)

降雨などで工事途中の道路が崩壊することなどもあるかと思いますが、それらも費用に見込まれているのでしょうか？

(松阪建設事務所)

現在、実際に崩壊した部分の費用は見込まれています。

(委員長)

B／Cについて、交通事故減少便益は交差点数のみで算出するのでしょうか？

(松阪建設事務所)

そうです。

(委員長)

道路拡幅の効果も交通事故減少便益に見込めるよう、国に対してマニュアルの改定を強く要望すべきだと思います。現状のままでは、5年後の再評価の際に1.0を切る恐れがあると思われます。

これはこの事業に限った話ではないですが、拡幅や歩道の新設が交通事故減少便益に反映されないことについて、とても違和感があります。

(松阪建設事務所)

今後、国に対しマニュアル改訂を要望していきます。

1 1 番 水道施設整備事業（北中勢水道用水供給事業）の審議

① 水道事業課が説明

② 質疑応答

(委員)

桑名市から、企業庁が水利権を取得するという認識でよろしいでしょうか？

(水道事業課)

桑名市からは、施設の所有権と使用権を有償で譲り受けます。

(委員)

桑名市に支払う費用は、今回算出したB／Cに含まれていますか？

(水道事業課)

含まれています。

(委員)

ご説明の中で、活性炭という言葉が出てきたかと思いますが、微生物で処理することが一般的だと認識していました。活性炭で処理の方が安価なのでしょうか？

(水道事業課)

水道は、河川から取り入れた水の汚れを除去し、塩素消毒して供給しています。この取り入れた水について、匂いが含まれている場合は活性炭を使用して、この匂いを吸収する必要があります。このため活性炭については、河川の水の状況により、水質が良ければ使用せず、臭気があった場合に使用します。

(委員長)

市町の要望について、津市は“県水への切替えを図り”とありますが、今回の事業は、この切替えに伴い増加する量も賄える内容となっているのでしょうか？

(水道事業課)

賄える内容となっています。

(委員)

今後県水への切り替えが進んでいくと、県の負担が増えると思われますが、この予算の確保などはどのように考えていますか？

(水道事業課)

県が給水可能な能力の範囲内で、各市町において自己水源からの統廃合を計画いただいています。このため、統廃合に伴い県の負担が跳ね上がるなどの問題はないと認識しています。

(委員)

再評価書を見る限り、事業期間を 2 年延長するという認識でよろしいでしょうか？

(水道事業課)

前回の再評価時から、取水施設の整備方針などを変更しています。このため、現時点では令和 9 年度の供用開始に向けて作業を進めています。

(4) 答申

関係資料 委員会意見書参照

(5) 閉会